に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第二十一項」を「第三十七条の十四第二十五項」に、「この項」を「この項及び次項第三号」に改め、同項第二号中「第九項第二号イ」を「第十二項第二号イ」に改め、同項第五号イ中「第九項第三号イ」を「第十二項第三号イ」に改め、同号ロ中「第九項第三号ロ」を「第十二項第三号ロ」に改め、同号ハ中「第十項第三号」を「第十三項第三号」に改め、同項第七号中「第三十七条の十四第二十四項」を「第三十七条の十四第二十四項」に改め、同条第三十四項とし、同条第二十七項中「第三十七条の十四第十九項」を「第三十七条の十四第二十三項」に改め、同項第二号中「又は非課税口座廃止通知書」を「若しくは非課税口座廃止通知書又は非課税口座簡易開設届出書」に、「第九項第二号イ」を「第十二項第二号イ」に改め、同項第六号中「第十項第三号イ」を「第十三項第三号イ」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十六項中「第三十七条の十四第十七項」を「第三十七条の十四第二十一項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十五項中「第三十七条の十四第十六項」を「第三十七条の十四第二十項」に改め、同項第二号中「又は非課税口座廃止通知書」を「若しくは非課税口座廃止通知書又は非課税口座簡易開設届出書」に、「第九項第二号イ」を「第十二項第二号イ」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十四項中「第三十七条の十四第十四項に規定する財務省令」を「第三十七条の十四第十八項に規定する財務省令」に改め、同項第三号中「第三十七条の十四第十四項」を「第三十七条の十四第十八項」に、「同条第十四項」を「同条第十八項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十三項中「第三十七条の十四第十三項」を「第三十七条の十四第十七項」に改め、同項第二号中「第九項第二号イ」を「第十二項第二号イ」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十二項を同条第二十五項とし、同項の次に次の三項を加える。

26　法第三十七条の十四第十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該非課税口座簡易開設届出書の提出をした者の氏名、生年月日、住所及び個人番号（施行令第二十五条の十三第二十二項の規定に該当する者にあつては、氏名、生年月日及び住所）

二　当該非課税口座簡易開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の名称及び当該金融商品取引業者等の法人番号

三　当該非課税口座簡易開設届出書の提出年月日

四　当該非課税口座簡易開設届出書の提出により設定された勘定の種類及びその勘定が設定された非課税口座の記号又は番号

五　勘定設定期間として法第三十七条の十四第五項第六号イ(2)及びロに掲げる期間（当該非課税口座簡易開設届出書が平成三十六年一月一日以後に提出がされたものである場合には、同号ロに掲げる期間）

六　その他参考となるべき事項

27　法第三十七条の十四第十二項第一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該非課税口座簡易開設届出書の提出をした者の氏名及び生年月日

二　勘定設定期間として法第三十七条の十四第五項第六号イ(2)及びロに掲げる期間（当該非課税口座簡易開設届出書が平成三十六年一月一日以後に提出がされたものである場合には、同号ロに掲げる期間）

三　整理番号

四　その他参考となるべき事項

28　法第三十七条の十四第十二項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該非課税口座簡易開設届出書の提出をした者の氏名、生年月日及び住所

二　その他参考となるべき事項

第十八条の十五の三第二十一項を同条第二十四項とし、同条第二十項中「第三十二項第三号」を「第三十八項第三号」に改め、「（平成十五年財務省令第七十一号）」を削り、同項を同条第二十三項とし、同条第十九項中「第二十五条の十三第十四項本文、第十七項第二号イ、第二十四項又は第二十五項後段」を「第二十五条の十三第十五項本文、第十九項第二号イ、第二十六項又は第二十七項後段」に、「同条第二十六項」を「同条第二十八項」に改め、同項第一号中「第二十五条の十三第十五項第一号」を「同条第十五項第一号」に改め、同項第二号中「第二十五条の十三第二十四項後段」を「第二十五条の十三第二十六項又は第二十七項後段」に、「同条第二十二項又は第二十五項後段」を「同条第二十四項又は第二十七項後段」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十八項中「第二十五条の十三第二十三項」を「第二十五条の十三第二十五項」に、「第二十五条の十三第二十項」を「第二十五条の十三第二十二項」に改め、「第十八条の十五の三第十七項において準用する場合を含む。）」を削り、同項を同条第二十一項とし、同条第十七項中「第二十五条の十三第二十二項の規定は、同条第二十二項に規定する財務省令で定める者について準用する。この場合において、同条第二十項中「同項各号の申請書」とあるのは「非課税口座開設届出書」と、「当該申請書」とあるのは「当該非課税口座開設届出書」と読み替えるもの」を「第二十五条の十三第二十三項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類（同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名の記載のあるもので、金融商品取引業者等の営業所の長に提出する日前六月以内に作成されたものに限る。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　基準日における国内の住所の所在地を管轄する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。）から交付を受けた住民票の写し若しくは消除された住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の住所、氏名、生年月日その他の事項を証する書類をいう。）

二　戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写し

第十八条の十五の三第十七項を同条第二十項とし、同条第十六項中「第二十五条の十三第二十一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類（同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名の記載のあるもので、金融商品取引業者等の営業所の長に提出する日前六月以内に作成されたものに限る。）」を「第二十五条の十三第二十二項に規定する申請書又は非課税口座開設届出書若しくは非課税口座簡易開設届出書に記載されるべき事項のうち財務省令で定める事項及び同項に規定する帳簿に記載されている事項のうち財務省令で定める事項は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、住所又は個人番号」に改め、同項各号を削り、同項を同条第十九項とし、同条第十五項を同条第十八項とし、同条第十四項第一号中「第二十五条の十三第二十項」を「第二十五条の十三第二十二項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十六項とし、同条第十二項中「第二十五条の十三第二十項」を「第二十五条の十三第二十二項」に改め、「（第十七項において準用する場合を含む。）」を削り、「これら」を「同項」に改め、同項第一号中「第二十五条の十三第二十三項」を「第二十五条の十三第二十五項」に、「第十九項第二号」を「第二十二項第二号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十一項を同条第十四項とし、同条第十項第一号中「この条から」を削り、「第三十七条の十四第十七項」を「第三十七条の十四第二十一項」に改め、同項第二号中「又は非課税口座廃止通知書」を「若しくは非課税口座廃止通知書又は非課税口座簡易開設届出書」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項第一号中「この条から」を削り、「第三十七条の十四第十四項」を「第三十七条の十四第十八項